

パガン, ピンヤ, インワ時代のビルマの社会

大 野 徹*

The Social Structure of Burma during Pagan, Pinya and Ava Periods

by

Toru OHNO

Ancient society of Burma seems to have been, at first, formed by two different classes: viz. governing class and governed class. The former was composed of king, his family and other aristocrats called *sampyañ*, who had intimate relations to the royal family. The governing class possessed not only political power but economic benefits also. They owned a vast agricultural lands and slaves in large numbers. They formed a strictly closed community among them as a matter of course. The king, particularly, was regarded as the lord of "all the land and water" and hence called *puralon*, the status of pre-Buddha. His authority was theoretically absolute. On the contrary, the governed class was constituted by a lot of subordinates called *kalan*, and slaves. The latter seems to have been originally war captives. They were, according to the Burmese inscriptions, dedicated to the so-called Three Gems, inherited by certain descendant when owner died, and sold out freely if necessary.

Though the basic structure has been left unchanged, the Burmese society produced, during 13th and 14th centuries, new other constituents such as men of wealth called *sū-krway*, landed farmers called *asañ*, and hereditary slaves called *sapok* respectively. It is obvious that these constituents were the outcome of socio-economical change, which had occurred mainly due to the religious deeds done by the governing class.

はじめに

ビルマ語の碑文は、奴隷の売買 (pl. no. 75 a) や、奴隷または土地所有に関する訴訟記録 (pl. nos. 74, 78 b, 79 a, b), 国王の詔勅 (pl. nos. 166a, 168, 170) など若干の例外を除けば、残りはすべて仏教徒の功德の記念碑だと言ってよい。碑文の内容がこのように特定の事柄にのみ限定されている以上、碑文を史料とする歴史研究にも一定の制約が加わってくることは避けられない。ことに、碑文を書き残した主体が王族を中心とする当時の支配階層、特権階級であ

* 大阪外国語大学ビルマ語学科

ったという事情にもよるが、名もなき多数の一般庶民が碑文に登場してくるケースはあまりない。従って、一般庶民の生活実態を明らかにすることは、既知の碑文を手がかりにするだけでは絶望的でさえある。ただ、きわめて断片的な資料ではあっても、それらを丹念に拾い上げ相互につき合わせることによっていくらかなりとも当時の姿が再構成できはしないか。本稿ではこうした淡い期待を抱きながら、パガン、ピンヤ、インワ時代のビルマの社会について考察を進める。資料は、従来同様、もっぱら U Pe Maung Tin and G. H. Luce: *Inscriptions of Burma*. Portfolio I-V. Rangoon, 1933-1956 に収録されている碑銘拓本の写真約 6 百枚を用いる。

Ⅰ 国王および王族

王族は、政治的支配階層の最上層部に位置するもので、言うまでもなく国王を中心に形成される。国王は、碑文では原則として Mañ-kri¹⁾ または Mañ²⁾ と記され、その行為にはすべて尊敬の意を現わす補助動詞 *taw-mū*³⁾ を付けて表現されている。⁴⁾

国王は、“国の主”(prañ asyañ)⁵⁾、“大国の主”(prañ-kri skhiñ)⁶⁾、“大地の主”(mliy-kri askhiñ)⁷⁾、“水と陸地すべての主”(riy mliy khapsim so askhañ phlac tha so)⁸⁾、“水と陸地の主”(riy mliy sikhañ)⁹⁾、“水と陸地を支配せし”(riy mliy cuiw so)¹⁰⁾、“水、大地、山を支配せし”(rey mliy toñ taw kuiw acuiwra so)¹¹⁾、“万物すべてを支配し、水と陸地の主たる国王”(Atuiw khapsim so kuiw acuiwra so riy mliy askhiñ phlac so Mañ-kri)¹²⁾ などと形容されているように、生物、無生物たるを問わずこの世に存在するありとあらゆるものの所有主である。それは空間という概念こそもち込まれていないものの“大地”のみならず“水”をも支配するという表現に端的に示されている。大地も水も、生物も無生物も、その所有権はことごとく国王に帰属した。国王こそこの世におけるすべての物の絶対的所有主にほかならな

1) *Inscriptions of Burma*. pl. nos. 24, 31, 63a, 64, 90, 98, 127, 182a, 194, 228b, 235, 244, 249, 268, 285, 365a, 368b, 392, 396ab, 412b, 446a, 453a, 539a.

2) pl. nos. 31, 69, 428, 438a, 523a, 534. 国王以外であってもその王族が男性であれば mañ で現わされる (pl. nos. 94ab, 143ab, 144, 495b)。その場合には、国王は mañkri で現わされる (pl. no. 495b)。

3) pl. nos. 181, 182a, 228b, 229, 234, 271, 390, 396b, 472, 494, 513, 515b, 525b.

4) 大野 1971a, p. 27. 王族ではあっても国王以外の場合には付かないのが原則 (pl. nos. 138, 200, 216) であるが、場合によっては次のように付くこともある。王子 (pl. nos. 94b, 421b), 王兄 (pl. nos. 143ab, 145, 146, 147ab)。

5) pl. no. 529b.

6) pl. nos. 38a, 591b.

7) pl. no. 243.

8) pl. nos. 73, 235, 247, 518.

9) pl. no. 518.

10) pl. nos. 68, 69, 494, 528, 591b.

11) pl. no. 481b.

12) pl. no. 216.

い。

所有・被所有，支配・被支配関係の根底に位置している国王のこうした“現人神”的性格は，一方で“菩薩”という觀念に容易に結びつく。国王は悟りをひらく直前の段階にあるとみなされ，碑文では次の例のように国王名の前にしばしばこの菩薩 (puhrā loñ) という形容詞が付けられている。

puhrā loñ mañ Ūcinā mañkri (pl. no. 36)

puhrā loñ Klacwa mañ (pl. no. 143a,b)

puhrā loñ Hruykū tayakā (pl. no. 145)

puhrā loñ Cañsū mañkri (pl. no. 153a)

puhrā loñ Nātoñmyā (pl. nos. 186, 239)

puhrā loñ Utcanā mañkri (pl. no. 234)

puhrā loñ Sihasūra mañkri (pl. no. 470a)

puhrā loñ phlac tha Klawcwā mañ sa mañkri (pl. no. 494)

この puhrā loñ という単語が“菩薩”を意味していることは，未来仏として現在は兜率天に在すと考えられている弥勒菩薩がやはりこの puhrā loñ で表示されている (Tussita pūra mañ so nat prañ hnuik Ariymettañ puhrā loñ)¹³⁾ ことによって確認される。もっとも，国王は仏陀 (puhrā skhañ)¹⁴⁾ に対する phhrā loñ としてよりは，むしろ“活仏” (puhrā hrañ)¹⁵⁾ に対する puhrā loñ だとみなされる。puhrā loñ と puhrā hrañ の違いは，もっぱら灌頂の有無にある。灌頂を済ませた (abhisik mū¹⁶⁾, abhisik kham¹⁷⁾) 国王が puhrā hrañ¹⁸⁾ と称されるわけである。

国王はこのように『水と陸地の支配者』であり『菩薩であらせられる』『尊貴な”(mlat cwā so)¹⁹⁾ 存在であったが，こうした形容詞は時代がたつにつれて次第に絢爛豪華たる内容に変わってゆく。すなわち国王 (mañkri) とは，『アリマッダナプーラと称せし国を支配なされ (pl. nos. 390, 413, 451), 御威光きわめてすぐれ (pl. nos. 390, 413), 威厳と栄誉とをお具えになり (pl. nos. 285, 488b, 494, 495b), 栄誉と知恵とを具え (pl. no. 486a), 威光, 努力, 知恵, 栄誉をお具えになり (pl. no. 486b), 威光, 持戒, 勇気, 信, 知恵にすぐれ (pl. nos. 453a, 487), 知恵, 信, 威厳と申せし能力をお具えになり (pl. nos. 398, 492a), 比類なき力をおもちになり (pl. no. 398), あらゆる敵を征服なされ (pl. nos. 487, 494), あらゆるものに勝利を

13) pl. no. 249.

14) pl. nos. 18, 21, 27, 28 等。

15) 漢語文献に見える「普刺浪」は，puhrā loñ の対音である可能性が強い。

16) pl. no. 186.

17) pl. no. 282.

18) pl. no. 282; *Inscriptions of Pagan, Pinya and Ava.* pp. 78, 126, 284.

19) pl. nos. 73, 235.

得 (pl. no. 293), ビルマの南北を残らず席卷なされ (pl. no. 506), 20万の汗大王の軍勢に勝利をおさめ (pl. nos. 398, 454a, 487), タムパディブ国に來たりし汗大王の地獄の様にも似たる軍勢に勝利をおさめられ (pl. nos. 497, 512a), 諸国の王達ですら征服不可能な (pl. no. 398), 著名なる諸王と友好関係を結びし (pl. nos. 234, 247), 白象の所有主たりし (pl. no. 470a), 白象の所有者として諸国に名高き (pl. nos. 390, 413), 白象と称せし尊き宝の所有主であらせられる (pl. no. 494), 白象その他諸々の宝物の御所有者にして (pl. nos. 234, 247, 494), 皇太子, 王子, 宰相, 武將, 白象等七宝の主たる (pl. no. 249), 閻浮提を照せし太陽のごとく灼熱と光輝にあふれ (pl. nos. 234, 247, 249), 尊き仏法僧の三宝に深く帰依し給いし (pl. nos. 234, 247, 249), 善人すべての礼拝の対象であらせられる (pl. nos. 234, 247), 栄誉ある (pl. no. 234)』という存在だと形容されている。

王権のもつこうした神聖さは、国王の称号にインド語を採用するという事実によっていっそう神秘化された。歴代の国王は、いずれもビルマ語名とインド語名の両方をあわせ持っているが、称号はすべてインド語で現わされたのである。もっとも称号の構成様式は似たりよったりであり、構成要素も次のように原則として各王間で共通している。

Sri tri bhawanāditya pawara dhamma rāja Nātonmyā mankrī (pl. no. 31)

Śri tri bhawanāditya pawara paṇḍita dhamma rāja (pl. no. 102)

Sri tri bhawanāditya pawara dhamma rājādhirāja dānapati Nāsiṅgha Ujjanā tryā maṅ (pl. nos. 138, 200)

Srī tri bhawanā pawara ditya dhammd rājā Jeyyasūr maṅ (pl. no. 164)

Sri tri bhawanāditya pawara dhamma rāja Utcanā mankrī (pl. no. 234)

Sri tri bhawanāditya pawara paṇḍita dhamma rāja maṅkrī (pl. no. 283)

Siri tri bhawanādityā pawara dhamma rāja maṅ Lulaṅ (pl. nos. 290b, 390)

Śri tri bhawanāditya dhamma rāja (pl. no. 364a, b)

Sri tri bhawanātityā pawara Sihasūra dhamma rāja tryā maṅkrī (pl. nos. 398, 454a)

Sri tri bhawanātitya pawara dhamma rāja tryā maṅkrī (pl. no. 451)

Siri tri bhawanātityā pawara dhamma rāja Klacwā maṅkrī (pl. no. 469a)

Siri tri bhawanāditya pawara dhamma rāja Klawcwa maṅkrī (pl. nos. 487, 497)

Siri tri bhawanādityā pawara dhamma rāja chaṅphlūsyaṅ Klawcwā mankrī (pl. nos. 527a, 532)

Siri pawarātitya dhamma rājā Sihasūra chaṅphlūsyaṅ maṅkrī (pl. no. 530)

以上の各王名の内、最初の Śri (または Sri, あるいは Siri) から dhamma rāja までが称号であり、それ以後の分 (maṅ または maṅkrī によって現わされている) はビルマ語名である。インド語の称号に不可欠の要素は、Śri (吉祥), tri bhawana (三界), āditya (太陽),

pawara (聖), dhamma (法), rāja (王) の六つであり, 王によってはそれ以外に paṇḍita (学者), dānapati (布施主) などの要素が新たに加わっている場合もある。

国王は, 次の例に見られるように世襲制であった。

(1) maṅkri **sā** maṅ Klacwa (pl. no. 90) 国王の子クラチュワ殿下

(2) Sri tri bhawanāditya pawara dhamma rāja maṅ so maṅkri **sā** imhriyamaṅ Narasiṅha uccanā (pl. no. 200) スリ・トゥリ・バワナアーディトゥヤ・パウラ・ダムマ・ラージャと称せし国王の子, 皇太子ナラシンガ・ウッチャナー

(3) Sihasūra maṅ so chaṅphlū skhiṅ maṅkri e' **sā-kri** phlac so maṅkri Tryāphyā (pl. no. 454a) シーハスーラと称せし白象主国王の長子たるタリヤーピヤー王

(4) maṅkri Uccanā **sā** Caṅsū maṅ (pl. no. 483b) ウッチャナー国王の子チャニュースー殿下

(5) ṅā skhiṅ raṅ maṅkri……**mliy** maṅkri (pl. no. 393) 吾が君国王……孫国王

(6) ṅā **laṅ** skhin maṅkri na **sā** maṅkri na **mliy** maṅkri (pl. no. 235) 吾が夫君国王, 吾が子国王, 吾が孫国王

以上の例の内, (1) から (4) までは国王 (maṅkri) の子 (sā または sā-kri) が国王になったことを示しているのであり, (5) と (6) は夫 (laṅ), 子 (sā), 孫 (mliy) にわたって直系卑属が王位を継承した事実を示している。ことに, (6) の碑銘を記したのは国王 Uccanā の皇太后 skhaṅ phwājaw であるが, この碑銘によれば Uccanā は国王であった父君から王位を継承し, さらにその子に王位を継承させたことが明白である。このように, 王位は父から子へと引き継がれる (pl. no. 530) のが原則であった。確かに王位は直系卑属によって継承されはしたけれども, それはかならずしも長子相続 (primogeniture) とか末子相続 (Ultimogeniture) であったことを意味しはしない。もちろん例 (3) のように長子 (sā-kri) に王位を継がせるのが普通だが, 次の例のように王位継承者が次男である場合も現実にはあった。

noṅtaw Uccanā ṅitaw Siṅkasū myoksātaw Tryāphyā ackuiwtaw Caṅsū phakritaw Caṅsaphaṅ phakritaw Rājasū (pl. no. 494)

この碑銘の記述によると, 国王の Klawcwā には Siṅkasū という王弟 (ṅitaw) のほかに, Uccanā という王兄 (noṅtaw) までいた。従って, 国王 Klawcwā は先代国王の次男にあたる。王位はまた, 兄から弟へ (pl. no. 530), あるいは叔父から甥へ (pl. no. 470a) と傍系によって引き継がれることもあった。

即位は, 碑文では『黄金の山に登る』 (hruytoṅ tak) という言い方で表現されている。²⁰⁾ “黄金の山” とは玉座のことであり²¹⁾, “黄金の山に登る” ということは取りも直さず “玉座に

20) pl. nos. 36, 74, 90, 181, 186, 190a, 218a, 219a, 472, 501; *I.P.P.A.*, p. 343.

21) Luce, 1969, vol. 1, p. 66.

上る，王位につく”ことを意味した。²²⁾ こうした表現は，起源的には土着のポウパー山 (Mt. Popa) 信仰と密接な関係をもっている。国王の即位にとって，“ポウパー山に登る”ことは必要不可欠な条件であった。²³⁾ 国王が“黄金の山に登りたる”日は，こうして記録された。ところが，“黄金の山に登る”ことが“即位”と同じ意味をもつようになるにつれ，後にはその表現にも幾らかずつの違いが現われる。“黄金の山を得たり” (hruy toñ ra liy e')²⁴⁾ とか，“黄金の山，宮殿上に登りき” (hruy toñ nan thak tak kha pri sa)²⁵⁾ とか，“宮殿にお登りになれり” (nan tak taw mū)²⁶⁾，“王の立場に至れり” (mañ apha lac sui w rok pri)²⁷⁾，“王として行動せり” (man mū)²⁸⁾ というように，時がたつにつれ“黄金の山”という意識は薄らいできている。

宮殿は，Kwan と称された。Kwan には幾種類かあったが，国王の起居する“内裏”は Kwan prok ñay (pl. no. 234) とよばれた。国王は，この Kwan prok ñay から“太極殿” (Kwan prok kri)²⁹⁾ に出座して政務を執った。この“大・小”二つの Kwan prok³⁰⁾ が全 Kwan の中心的建物であったと思われるが，Kwan には以上のほかに tryā Kwan sāyā (pl. nos. 54, 235, 239), Kwan mrañ (pl. nos. 196, 365a), cuiñ salañ kwan (pl. no. 234), cañkray kwan (pl. no. 234), chañ hru kwan (pl. no. 239), kwan prok ū (pl. nos. 78b, 279) など，幾つかの kwan が碑文面に現われる。しかし，それらの kwan が具体的にどのような建物であり，いかなる場合にどう使われたのか明らかでない。

王族は，この国王を中心に王妃，王子，王女 (mañ-sami)³¹⁾，国王の兄 (ackuiwtaw, noñ-taw)³²⁾，弟 (ñitaw, mañ-ñi)³³⁾，妹 (mañ'-hnama)³⁴⁾，伯父 (phakritaw)³⁵⁾，叔父 (mañ-phathuy)³⁶⁾，伯母 (mañ-mikri)³⁷⁾，叔母 (mithuy)³⁸⁾，外舅 (yokkhama)³⁹⁾ などで成りた

22) Daw Than Swe, p. 34.

23) Htin Aung, 1962, pp. 66-67; D. E. Smith, 1965, pp. 13-14.

24) pl. no. 296.

25) pl. no. 436b.

26) pl. nos. 461d, 530.

27) pl. no. 454a.

28) pl. nos. 519a, 530.

29) pl. nos. 203, 235, 273, 282, 283, 286, 290ab, 296, 297, 501.

30) pl. nos. 228b, 239, 245b, 274.

31) pl. nos. 15, 67, 73, 144, 194, 200, 235, 244, 254b, 291, 365b, 379, 476, 478, 488b.

32) pl. nos. 398, 494.

33) pl. nos. 38a, 73, 194, 494, 503.

34) pl. nos. 73, 194.

35) pl. no. 494.

36) pl. no. 90.

37) pl. nos. 143ab, 145, 147ab,

38) pl. no. 181.

39) pl. no. 296.

っていた。⁴⁰⁾ 王妃は, *pay-myā-kri*, *mañ-mayā*, *mañ-miyima*, *mi-phurā*, *ami-phura* などとよばれ⁴¹⁾, “何千人もの容貌美しき女達の上に君臨なされ” (pl. nos. 390, 413), 個人的には“偉徳, 栄誉, 信, 知恵にあふれ” (pl. no. 488b), 仏教徒としても“布施, 持戒, 勤勉, 信, 知恵をお具え (pl. no. 487)” になっている存在であった。王妃のこうした尊貴な身分は, 国王と同じように当然インド語の称号で現わされる。例えば, *Jeyyasūr mañ* の王妃は *Tri loka candra rāma mahādewi* (pl. no. 164) とよばれたし, 国王 *Śri tri bhawanāditya dhamma rāja* の妃は *Tri loka watam sakādewi* (pl. nos. 364a, b) であり, 国王 *Sihāsūra wijaya chañphlū skhañ* の妃は *Jeyya dewa* (pl. no. 403a) と称された。王妃は一人に限られていたわけではない。国王 *Klawcwā mañkri* には三人の王妃 (*miphurā sum yok*)⁴²⁾ がいたし, 国王 *Cañsū mañkri* には (1) *Caw mrakan* (2) *Toñ phlañ* (3) *Mlac phlañ* (4) *Uiw chok pan* と四人の妃がいた (pl. nos. 34, 153a)。この内 *Toñ phlañ* と *Mlac phlañ* とは, 共に固有名詞 (人名) ではなく一種の称号であったと思われる。すなわち, *Toñ phlañ* と *Mlac phlañ* とは正妃 (*miphurā khoñ*)⁴³⁾ に対する“南の宮”, “北の宮” 的意味をもった呼び名だと解釈され⁴⁴⁾, 後世しばしば姿を現わす (pl. nos. 34, 164, 487)。王室の婚姻形態はこのように一夫一婦制 (monogamy) ではなく, 一夫多妻 (polygamy) 的性格が強かった。また, しばしば王族の血をひいた者が王妃になっている (pl. nos. 94a,b, 483b) ことも特徴の一つである。こうした“血族結婚”は, 王統の血の純潔を維持するためにとられた措置であろう。しかもそれは伝統的でした。王妃であった姉が死亡した後, 妹がそのまま妃になっている (pl. nos. 275, 390, 392, 395) のはその一つの現われだと思われる。

王子は *mañ-sā*⁴⁵⁾ とよばれるのが普通であるが, 皇太子であることが明らかな場合には特に *im-hriy-mañ*⁴⁶⁾ と称された。これは, 皇太子が“東宮” (*im-hriy*) に起居することから生じた呼び名だと考えられる。東宮は国王の起居する *kwan prok ñay* にくらべると, 構造的に低く建てられていたと思われるふしがある。そのため皇太子は, “低き家にお住みになって” (*im-nim ne tawmū*)⁴⁷⁾ いたと記述されている。なお, 皇太子以外の王子も, 国王の兄弟, 伯叔父も, 王族は男性である限りすべて名前の前に *mañ* を冠してよばれる (pl. nos. 94b, 143a,b, 495b) のが原則であった。

40) 大野 1971a, pp. 27–28.

41) *ibid.*, pp. 27–28.

42) pl. no. 582b.

43) *I.P.P.A.*, p. 74.

44) ビルマ語の南北の呼称については, 大野 1967, pp. 87–88.

45) pl. nos. 31, 38a, 73, 94b, 127a, 194, 216, 235, 244, 249, 379, 382, 392, 526.

46) pl. no. 200; *I.P.P.A.*, p. 81.

47) pl. nos. 74, 530. この“低き家”は, 後世「即位前」を意味するようになる。

Ⅱ 従 臣 階 層

従臣階層は、(1) 権力の代行者として中央，地方を問わず行政，司法，軍事，租税等の国政に従事する官僚と，(2) 侍女，側小姓，侍医等の側衆，および(3) 占星術師，婆羅門等の祭祀職などから成る。

この内，官僚機構の最上層に位置していたのが宰相である。宰相は *Amatyā*⁴⁸⁾，*Amat-kri*⁴⁹⁾，*Mañ-amatyā*⁵⁰⁾，*Amat*⁵¹⁾，*Amat-kri*⁵²⁾，*Mañ-mat*⁵³⁾，*Mañ-mat-kri*⁵⁴⁾ などとよばれ⁵⁵⁾，*kwan prok* に出仕して (pl. no. 245b)，国王の“御前に仕え” (*hriy-taw niy so Amat*⁵⁶⁾，*hriy-taw niy Amat-kri*⁵⁷⁾，*hriy-taw niy phlac so*⁵⁸⁾，*hriy twañ niy so Amat-kri*⁵⁹⁾，“国王の配下にありて国政全般をとりしきる” (*mañkrī e' lak-ok ahmu khapsim kuiw cuiw so Amat-kri*⁶⁰⁾，“重臣” (*krī krī cwā so Amat*⁶¹⁾) であった。従って，当然のことながら，宰相には国王の信頼が最も厚い者が任ぜられた。国王の伯父 (pl. no. 186) や伯母の夫 (pl. no. 239)，王妃の弟 (pl. no. 145)，王女の婿 (pl. no. 528)，皇太子の外舅 (pl. no. 200) など，国王と親族，姻族関係にある者がおうおうにして宰相を勤めているのはそのためである。時には，皇太子が宰相を兼ねていたのではないかと思われる例 (*mankrī e' aca mū so Amatyā*)⁶²⁾ さえ見られる。宰相は単独ではなく，原則として複数制 (pl. nos. 60b, 90, 190a, 273, 274, 277, 282, 396a, 515a) であった。もっとも，その人数は固定化されていたわけではない。2人の場合 (pl. nos. 162, 203) もあれば，3人の場合 (pl. nos. 273, 277, 396a, 408, 515a)，4人の場合 (pl. no. 60b, 90)，5人の場合 (pl. nos. 42, 190a, 274, 503) もあったし，7人の宰相 (pl. no. 282)，8人の宰相 (pl. nos. 272, 273) がいたこともある。宰相になり得る資格をもった人達は，前述のように，王族または婚姻関係を通じて王族と深いつながりをもつに至った貴族達であったから，その特権を喪失することがないよう宰相相互間においても婚姻関係を結

48) pl. nos. 31, 38a, 60b, 73, 80, 90, 96, 203, 216, 247, 249, 254b, 393, 403a, 503, 541b.

49) pl. nos. 196, 200, 244.

50) pl. nos. 134a, 247.

51) pl. nos. 31, 69, 190a, 245b, 274, 282, 382, 416a, 494, 528, 529a, 534a, 536.

52) pl. nos. 244, 277, 283, 289, 291, 379, 396a, 403a, 412b, 478, 483b, 486b, 494, 495b, 503, 523b, 527a, 528, 592a.

53) pl. nos. 84, 105a, 145, 186, 190a, 239, 265, 268, 284a, 286, 298, 386, 399ab, 401, 408, 535.

54) pl. nos. 285, 399b, 412, 453a, 467c, 515a, 517a, 537a.

55) 大野 1971a, p. 28.

56) pl. nos. 273, 382, 478.

57) pl. nos. 274, 494.

58) pl. no. 518.

59) pl. no. 291.

60) pl. no. 528.

61) pl. no. 69.

62) pl. no. 200.

ぶ (pl. nos. 265, 277) ことによってそのきずなをいっそう強化するよう留意している。宰相階層の人達は、こうしてきわめて閉鎖的な社会を形成していた。

こうした特殊な身分にある人達のことを、ビルマ語の碑文では *Sampyañ* とよんでいる。*Sampyañ* は、(1) 王族と並んで伽藍を建立したり三宝に土地や奴隷を寄進するなど、経済的にはきわめて裕福であり、(2) 行政面では宰相や裁判官等高級官僚として活動し⁶³⁾、(3) 国王や王妃と同じようにインド語の称号をもち、(4) 時には占星術、医術、梵巴語經典の読解といった学識をもち、(5) 婚姻を通じて王家との間に強いつながりをもつ等の特徴をもっている。⁶⁴⁾ この階層の人達もまた王族同様、一夫多妻の傾向 (pl. no. 289) を帯びていた。

この *Sampyañ* と並ぶ身分階層に、*Kalan* があつた。*Kalan* 達は、(1) インド語の称号をもっていなかっただけでなく、(2) 土地や奴隷を三宝に寄進した事例もないことから判断すると、王族や *Sampyañ* 達ほど経済的には裕福ではなかったし、身分的にも *Sampyañ* よりは低かったと考えられる。⁶⁵⁾ *Kalan* は、このように *Sampyañ* ほど重要な階層ではなかったけれども、実際に宰相の下にあつて各種の任務に従事した中堅、下級の官僚の大部分は、この *Kalan* 階層の人々によって占められていたようである。上は宰相から下は一兵卒 (*cac-sā*) に至るまで、これら従臣達 (*Kalan, Sampyañ*) がどれくらい国王に仕えていたのかは正確な人数はもとより明らかではないが、ひと頃その総数は4万人 (pl. no. 518) には達していた。

中央、地方の行政機構を形作る役職には具体的にはどのようなものがあつたのか、碑文だけでもってその全貌を明らかにすることは容易ではないが、宰相以外の重要官職には、(1) 軍事面を統帥する軍司令官 (*Mahā senapati*⁶⁶⁾ または *cac-su-kri*⁶⁷⁾ および各武将 (*puilpā~puiwpā~buih-pā*)⁶⁸⁾ および水軍の将 (*hlawkā sūkri*)⁶⁹⁾、(2) 民事訴訟を受けもつ裁判官 (*sañphamā*⁷⁰⁾~*sañphama*⁷¹⁾~*sañphma*⁷²⁾~*sañphuma*⁷³⁾、刑事事件を担当したとみられる検察官 (*khuiw-sutri*)⁷⁴⁾、(3) 官内官房長と考えられる *cakhi-puil*⁷⁵⁾ およびその配下の秘書官 *cākhi*⁷⁶⁾ ならびにその他の官内官 *mañkhyañ, bhañḍā*⁷⁷⁾、(4) 地方行政組織各段階の長であ

63) *Sampyañ* は国王の詔勅を下達する重要な役目も果たしている (pl. nos. 235, 274)。

64) 大野 1971b, pp. 3-8.

65) *ibid.*, p. 9.

66) pl. nos. 73, 80, 382, 392.

67) pl. nos. 285, 365a, 400a, 403a, 418, 438a, 471, 481a, 489, 497, 517b.

68) pl. nos. 6, 31, 73, 194, 235, 247, 249, 365a, 393, 503, 545a.

69) pl. nos. 376, 517b.

70) pl. no. 161b.

71) pl. nos. 78b, 85, 149.

72) pl. nos. 79b, 125, 598a.

73) pl. no. 174.

74) pl. nos. 241, 490b, 535.

75) pl. nos. 36, 185, 232, 269.

76) pl. nos. 196, 268, 399a, 471, 474, 500, 528, 536, 541b.

77) pl. nos. 74, 268.

る *rwā-sūkrī*⁷⁸⁾, *mruiw-sukrī*⁷⁹⁾, *tuik-sukrī*⁸⁰⁾, *prañcuiw*⁸¹⁾, (5) 租税面を担当した *kamkun*⁸²⁾ などがあった。そのほか、*sūkrī* で表わされる次のような各種の長がいた。(1) 国王への貢物を受納する役人 *lakchon-yū-sūkrī* (pl. no. 592a), (2) 王妃の御殿の管理者 *im-sūkrī* (pl. no. 476), (3) 大工職人の長 *laksamā-sukrī* (pl. no. 520a), (4) 奴隸の長 *sapok-sukrī* (pl. no. 436a), (5) その職能が明らかでない *puil-sukrī* (pl. nos. 90, 153a), *poñloñ-sukrī* (pl. nos. 490b, 535) 等。これら各種の役職に従事する人は、身分的には *Sampyañ* であったり *kalan* であったりした。

この内、軍司令官 (*cac-sukrī*) はその職務を宰相が兼任している例 (*chañphlū sikhañ phlac so mañ i' cac-sukrī phlac so lakway mañ so Amat-kri*)⁸³⁾ からも判るように、*Sampyañ* 階層の者によって占められていた。この事は、*cac-sūkrī* がビルマ語名ではなくインド語の称号を保持している (pl. no. 285) 点からも確認できる。*cac-sūkrī* には“左大将” (*lak-way*) と“右大将” (*lak-yā*) の二人がいた (pl. nos. 403a, 481a, 489)。なお、*cac-sūkrī* の職は後世襲制になっている (pl. no. 489)。

裁判官 (*sañphama*) にも、原則として *Sampyañ* 階層の者が任ぜられていた。しかも裁判官には、王族であったり (pl. no. 74), 王族と姻戚関係にあたり (pl. nos. 74, 125), あるいはまた宰相の兼任であったり (pl. no. 191b) する例が少なくない。例外的に僧正 (*Mahather*) が裁判官に任ぜられている例 (pl. no. 161b) もみられる。裁判官は全員インド語の称号をもっており、通常3名 (pl. nos. 74, 161b, 191b) または4名 (pl. nos. 125, 174) で構成されていた。

官房長 (*cakhi-puil*) にも高貴な身分の者が多かった。宰相 (*mañ-mat-kri*) が兼任している場合 (pl. no. 528) もあれば、王妃が *cakhipuir* を勤めている (pl. no. 232) こともある。特殊な例ではあろうが、奴隸の身分の者が *cakhipuil* だった場合もある。その下の *cakhi* には、インド語の称号を保有している場合 (pl. no. 500) とビルマ語名をもっている場合 (pl. nos. 268, 393) とがあるから、*cakhi* には *Sampyañ*, *Kalan* いずれの階層からも登用されていたようである。

地方行政の長である *rwā-sūkrī* の場合も同様に、インド語の称号だと思われる名前をもつ例 (pl. nos. 162, 381, 486b, 525b) とビルマ語名をもつ例 (pl. nos. 55a, 453a, 464a, 484b, 490a, 516, 520a) とが認められる。地方組織の長には、これら *rwā-sūkrī*, *mruiw-sūkrī*, *tuik-*

78) pl. nos. 55a, 162, 193, 196, 264, 378b, 381, 436a, 453a, 464a, 471, 483a, 484b, 486b, 490a, 493c, 516, 520a, 525b, 533.

79) pl. nos. 370, 504.

80) pl. nos. 12, 365a.

81) pl. nos. 450b, 478, 486b, 503.

82) pl. nos. 60b, 76, 149, 196, 415. 徴税権は、この *kamkun* のほかに、*rwā-sūkrī* などにもあった。

83) pl. no. 403a.

sūkri, prañcuiw 以外に, sañ-kri, sañ-lyañ, sañ とよばれる人達がいた。sañ-kri には, ビルマ人である場合 (pl. nos. 112, 113, 123, 372d, 378b, 557a) とインド人だと思われる場合 (pl. nos. 37, 74) の両方が見られるが, sañ-lyañ にはビルマ人の場合 (pl. nos. 10b, 55a, 56a, 75b, 76, 372c) が多かったようである。sañ-lyañ には男性が圧倒的に多いが, 場合によっては女性でも (pl. no. 39), 奴隷階層の者でも (pl. no. 378b) なり得た。また, sañ には俗人 (pl. nos. 28a,b, 62, 191b) 以外に出家者 (pl. no. 191b) になっていることもあった。ミャゼディ碑文として知られるクーピャウヂー碑文 (pl. nos. 364a,b) に現われる sañ-kri は7人とも僧侶である。しかも平僧侶ではなく, 大僧正である。⁸⁴⁾ けれども, だからと言ってビルマ語碑文に現われる sañ-kri がすべて出家者であるとは限らない。sañ-kri は, 多くの場合 (pl. nos. 112, 113, 123, 378b, 557a 等) その名前に接頭辞 ña を伴っているから, 出家者ではなく俗人であることが明白である。こうした事実から考えると, sañ-kri には, 出家と在家の二種類があったとも言える。⁸⁵⁾

側衆の筆頭には女御, 女官がいた。彼女達は, moñma⁸⁶⁾ (または moñma-taw) とか, misañ-moñma⁸⁷⁾ とか, あるいは moñma-misañ⁸⁸⁾ などとよばれ, 国王および王族の身の回りの世話をしていたようである。その細かい職掌は明らかでないが, 乳母 (athin)⁸⁹⁾, 扇持ち (yap-taw-sañ)⁹⁰⁾, キンマ持ち (kwam-taw-sañ)⁹¹⁾, 金細工職 (hruy sañ)⁹²⁾ 等の存在が知られる。側小姓 (su-ñay-taw)⁹³⁾ には, もっぱら未成年の男がとりたてられていた。侍医 (samā)⁹⁴⁾ は国王の脈を診, その施薬治療に従事した (pl. nos. 144, 239) 者であるが, 身分的には次の祭祀職と同類視されていたようである。

祭祀職では, 占星術師 (hurā)⁹⁵⁾ と婆羅門 (pumnā)⁹⁶⁾ とが有力であった。共に国王の灌頂式に関与し (pl. no. 186), 国王や貴族から土地を下賜される (pl. nos. 102, 239) など, 王制を支える重要な存在である。この占星術師, 婆羅門のほか, 賢者 (su-kha-min)⁹⁷⁾ と称される者がいた。その職掌は明らかでないが, 阿闍梨を兼ねる (pl. nos. 132, 238) か, または

84) *Epigraphia Birmanica*, vol. 1 pt. i, pp. 25-26; G. E. Harvey, p. 44; 西田 pp. 25, 31.

85) Pe Maung Tin, 1960, p. 415; Luce, 1959, p. 98.

86) pl. nos. 29, 73, 194, 216, 235, 249, 254b, 392, 403a.

87) pl. nos. 200, 244, 277, 393, 497.

88) pl. no. 273.

89) pl. nos. 218a, 219a.

90) pl. no. 75a.

91) pl. no. 476.

92) pl. no. 145.

93) pl. nos. 70, 272, 273, 274, 282. Su-ñay-taw は, 後世「宮廷清掃夫」を意味するようになる。

94) pl. nos. 186, 272. コンバウン時代の侍医は, 白色の冠をかぶり白色の衣を身につけていた。

Mya Kay Tu, p. 22.

95) pl. nos. 102, 186, 272.

96) pl. nos. 102, 126, 186, 239, 526.

97) pl. nos. 22, 30a, 79a, 87, 122a, 132, 149, 162, 163, 196, 228a, 238, 242, 268, 271, 272, 273.

阿闍梨，裁判官などと並ぶ (pl. nos. 149, 191a) 重要な存在であった。賢者には，ビルマ名をもつ者 (pl. nos. 79a, 242) とインド名をもつ者 (pl. no. 268) とがいたが，後者は Sampyañ 階層の出身者であることを意味しているのではなく，実際にインド人であった可能性が考えられる。

Ⅲ 自由民階層

国王に奉仕する従臣階層とはまったく別の層として，自由民階層が存在していた。彼らは政治的には被支配階層であるが，公務に従事して王制を直接支えている従臣階層とは全く別の階層である (pl. nos. 490b, 521, 535) ばかりでなく，三宝に寄進された仏塔奴隷や世襲的奴隷 (sapok) とも明らかに異なる (pl. no. 534a) 階層であった。

自由民には，二種類あった。一つは富豪 (sū-krway)⁹⁸⁾ とよばれる人達であり，もう一つは Asañ⁹⁹⁾ とよばれる人達である。sū-krway は13世紀の中期以降に出現した階層で，しばしば功德の施主になったり¹⁰⁰⁾，証人になったり (pl. nos. 251, 378b) するなど，Sampyañ に匹敵するような経済力をもっていた。けれども，sū-krway の名前には，インドの称号が見当たらないことから考えると，身分的には Sampyañ のような高貴な位置にはなかったと言える。一方，Asañ は，13世紀末葉にはすでに形成されていたものの，社会的階層として重要視されるようになった (pl. nos. 529a, 530) のは，14世紀に入ってからである。14世紀になると，Asañ は Sampyañ や Kalan とはまったく別の階層としてはっきり識別されている (pl. nos. 490b, 503, 516, 521, 535)。その点 Asañ は，13世紀まで強い勢力をもっていた Sampyañ や Kalan¹⁰¹⁾ とはきわめて対照的な新しい階層だと言える。彼らは土地を相当所有しており，経済的にもずい分裕福であった。従臣階層の中・下層を形成していたと考えられる Kalan よりもは，Asañ のほうがはるかに裕福であったことは，Asañ が土地を三宝に寄進したり (pl. no. 500)，灌水供養したり (pl. no. 532)，土地を売却したり (pl. no. 537b) している事実¹⁰²⁾ からもうかがえる。そればかりか，Asañ は地方行政機構の長 (rwā-sūkri) になったり (pl. nos. 464a, 486b)，王家の土地を検分記録するなど秘書官 (cakhi) に相当する重要な役割まで果たしている (pl. nos. 474, 528, 541b)。そのためでもあろうか，Asañ にはビルマ的命名法 (pl. nos. 285, 464a, 474, 490a, 528) と同時にインド的称号を保持している者 (pl. nos. 285, 471, 483b, 486b, 500, 528) もいた。しかし，何といても Asañ は，王族，貴族階層とはま

98) pl. nos. 127b, 128, 141b, 157, 161b, 177a, 190b, 191a, 208, 213a, 217, 229, 237, 251, 267, 293, 295, 297, 381, 383a, 401, 402a, 448a, 463.

99) pl. nos. 285, 401, 412a, 420a, 463, 464a, 471, 472, 483b, 486a, 500, 503, 504, 532.

100) 大野 1971a, p. 28.

101) もっとも，Kalan, Sampyañ は14世紀になってもまだその存在だけは認められる (pl. nos. 415, 420a).

102) 大野 1971b, p. 11.

ったく異質¹⁰³⁾の存在であった。碑文に現われる *Asañ* は、常に土地と密接なつながりをもっているが、それは彼らが農耕民であったことを示す一つの証拠であろう。しかし *Asañ* 達が、後世言われている¹⁰⁴⁾ ように、ビルマ族によって征服された非ビルマ系の先住民族であったかどうかを明らかにすることは難しい。*Asañ* 階層が台頭する13世紀の末は、ビルマ族のパガン王朝が滅亡し代わってシャン系王朝が勃興した激動の時期でもある。*Asañ* の出現が、こうした政治的、社会的変動と何らかのつながりをもっているであろうことは容易に察せられるものの、その実態を明らかにし得るような手がかりは今のところ残念ながらまだ見つかっていない。

14世紀も中頃になると、*Asañ* のほかに *Alā* とよばれる階層が姿を現わしてくる (pl. nos. 500, 532)。*Alā* は、*Sampyañ* や *Kalan* 等の従臣階層でもなければ、世襲的奴隷階層の *Sapok* とも異なる。彼らは、*Asañ* から派生した新しい階層である。*Asañ* が特定の地域に定住しているのに対し、*Alā* は、他所からの移住者と *Asañ* との間に生まれた人を指す。¹⁰⁵⁾

Ⅳ 奴 隷 階 層

パガンを中心とする中部ビルマでは、12世紀以降、仏法僧の三宝に多数の奴隷が寄進された。¹⁰⁶⁾ これらの奴隷は、王侯貴族、富豪等の寄進者が涅槃を得るために積む功德の一環として寄進されたものである。¹⁰⁷⁾ こうした目的意識があったから、ビルマの仏塔奴隷にはもともと賤民的性格はなかった。それは、寄進者が自分あるいは自分の家族をも仏塔に捧身した事例 (pl. nos. 6, 207) から明らかである。ところがこれらの仏塔奴隷とは別に、その人格が主人に完全に所有される私奴婢的存在の奴隷もいた (pl. no. 408)。彼らは、所有主が死ねばその子孫に遺産として継承されたり (pl. nos. 70, 74, 75a, 79, 88, 129, 140, 141b, 144, 149, 150, 161b, 198, 202, 212, 392)、所有主の親族相互間で譲渡されたり (pl. nos. 144, 249)、はては売買されたり (pl. nos. 65a, 75a,b, 76, 77, 78a, 79a, 81, 128, 134a, 160, 161, 194, 393) する¹⁰⁸⁾ “物” 的存在の奴隷であった。つまり、奴隷には、元来性質を異にする二種類の階層が存在していたわけである。これらの奴隷は、仏塔奴隷、奴婢奴隷のいかににかかわらず、最初の内は一樣に *Kyon*¹⁰⁹⁾~*Kywon*~¹¹⁰⁾*Kywān*¹¹¹⁾~*Kywan*¹¹²⁾ とよばれていた。ところがこれ

103) Mani Yadanabon Kyan, p. 50.

104) *The Garland of Zambudīpa. introduction*; Cady, pp. 27-28.

105) Taw Sein Ko, p. 261.

106) 大野 1966, p. 22.

107) 大野 1971a, pp. 27-29, 34-35. もっともこれら仏塔奴隷の任務は、仏塔伽藍の修復、清掃、仏飯のお供え、比丘達の食事の準備(米つき、水汲み、薪割り等を含む)、疾病の看病、袈裟作りなどであった (pl. nos. 186, 235, 393, 408)。

108) 大野 1969, p. 212.

109) pl. nos. 6, 13, 25, 107, 303.

110) pl. nos. 21, 112, 131b.

111) pl. nos. 22, 39.

112) pl. nos. 3, 4, 7, 17, 28a, 29, 82a.

らの奴隷は一生贖身できないだけでなく、その子孫もまた生まれながらにして奴隷という拘束された身分にあったから、時代がたつにつれて先祖代々の奴隷という家系ができあがる。いわゆる世襲的奴隷階層の出現である。こうした人達は Sapok¹¹³⁾ とよばれ、Kalan, Sampyañ 階層や Asañ, Alā 階層とはまったく別の社会階層を形成した。

仏塔奴隷には老若男女の区別を問わなかった。大人であろうと子供であろうと、あるいは男であろうと女であろうと、仏塔奴隷として寄進されている。男女の違いは名前の前の接頭辞によって判別される。一般に男の場合は名前の前に ña, 女の場合は ui'~uiw~uih~uin~uim が付く。¹¹⁴⁾ それは、ña の付く人名の前に息子 (sā), 弟 (moñ), 夫 (lañ), 叔父 (phathuy) といった親族呼称が、また ui'-(またはその variants) ではじまる人名の前に妻 (miyah), 娘 (smih), 妹 (ñi-ma, hnama) 等の親族呼称が、それぞれ付いていることによって確かめられる。

奴隷は、次のような雑多な職業¹¹⁵⁾ に従事していた。その職種は、(1) 農耕畜産業従事者、(2) 僧伽への奉仕者、(3) 技能職人、(4) 芸能人の4種に大別される。この内農耕畜産業に従事する者には、水田耕作者 (capā cuik kywan)¹¹⁶⁾, 菜園、果樹園の園丁 (uyan-sañ)¹¹⁷⁾, 牛飼い (nwā thin)¹¹⁸⁾, 象飼い (chañ thin)¹¹⁹⁾, 狩人 (muchuiw)¹²⁰⁾, 漁夫 (kwan-sañ)¹²¹⁾, キンマ作り (kwam-sañ)¹²²⁾ 等が含まれる。奴隷の間には見られないが、このほかに馬飼い (mrañ thin)¹²³⁾, 山羊飼い (chit thin)¹²⁴⁾, あひる飼い (wampay thin)¹²⁵⁾, 牛乳絞り (nuā-nuiw-sañ)¹²⁶⁾ といった職業に従事する者も一般民の間にはいた。

僧伽への奉仕者としては、飯炊き (thamañ-sañ)¹²⁷⁾, おかず作り (hañ-sañ)¹²⁸⁾, 肉屋 (amay-sañ)¹²⁹⁾, 薪割り (thañ-sañ)¹³⁰⁾, 洗濯屋 (kuhā-sañ)¹³¹⁾, 理髪屋 (muchit rip)¹³²⁾, 穀倉番

113) pl. nos. 193, 277, 280a, 436a.

114) 大野 1971b, p. 5.

115) 奴隷の職業内容については、Than Tun, 1958 でも取り扱われているが、ここでは大野「碑文から見た12—14世紀中部ビルマの奴隷社会」1966の発表原稿から転載した。なお、一部加筆修正してある。

116) pl. nos. 75a, 175.

117) pl. nos. 75a, 181, 194, 216, 235, 392.

118) pl. nos. 138, 144, 152, 203.

119) pl. nos. 76, 156, 219a.

120) pl. no. 148.

121) pl. no. 268.

122) pl. no. 391.

123) pl. no. 408.

124) pl. nos. 153, 219, 394.

125) pl. no. 183a.

126) pl. no. 36.

127) pl. no. 391.

128) pl. no. 391.

129) pl. no. 391.

130) pl. no. 392.

131) pl. nos. 81, 148b, 392.

132) pl. no. 395.

(ki-sañ)¹³³⁾, 馭者 (hlañ-sañ)¹³⁴⁾, 船頭 (hlawkā)¹³⁵⁾ 等, 僧侶の身の回りを世話する人達が含まれている。

技能職人としては, 木工 (panpu)¹³⁶⁾, 石工 (puran)¹³⁷⁾, 画工 (pankhi)¹³⁸⁾, ろくろ師 (panpwat)¹³⁹⁾, 鍛冶屋 (panphay)¹⁴⁰⁾, 金細工職人 (panthin)¹⁴¹⁾, 陶工 (uiw thin)¹⁴²⁾, 水差し作り (karā-sañ)¹⁴³⁾, 盆作り (lañpān-sañ)¹⁴⁴⁾, 糸紡ぎ (khrañ-ñay-sañ)¹⁴⁵⁾, 縫製職 (pukhrañ)¹⁴⁶⁾, 仕立て職 (yan-san)¹⁴⁷⁾ 等の製造職人がいた。

芸能人には, 大太鼓打ち (cañ-sañ)¹⁴⁸⁾, 小太鼓打ち (pasā-sañ)¹⁴⁹⁾, シンバル打ち (khwak-khwañ-sañ)¹⁵⁰⁾, ラッパ吹き (kharā-sañ)¹⁵¹⁾, 歌手 (sikhrañ-sañ)¹⁵²⁾, 踊り子 (kakhriy-sañ)¹⁵³⁾ などがいた。しかし最も数が多かったのは, pantyā¹⁵⁴⁾ とよばれる人達で, 芸能人の中核を成していた。奴隷ではないが, この外に豎琴奏者 (coñ-saā)¹⁵⁵⁾ や鈴鳴し (noñnañ)¹⁵⁶⁾ などの芸人も存在していた。

奴隷は, 民族的にはインド人 (kulā)¹⁵⁷⁾ とビルマ人 (mranmā)¹⁵⁸⁾ とに区分される。¹⁵⁹⁾ だが従来言われてきたように, 奴隷の起源がビルマ族によって征服された異民族にある¹⁶⁰⁾ というのが事実ならば, インド人奴隷の存在は納得できるとして, なぜかくも多くのビルマ人奴隷

133) pl. nos. 148b, 391.

134) pl. no. 392.

135) pl. no. 376.

136) pl. nos. 68, 81, 144.

137) pl. nos. 68, 144.

138) pl. nos. 68, 144.

139) pl. nos. 144, 392.

140) pl. nos. 68, 78a, 79b, 504.

141) pl. no. 144.

142) pl. no. 392.

143) pl. no. 216.

144) pl. no. 164.

145) pl. nos. 391, 393.

146) pl. no. 392.

147) pl. nos. 148b, 164, 214b, 391, 393.

148) pl. nos. 15, 68, 85, 103, 105a, 112, 131a, 138, 391, 408.

149) pl. nos. 81, 105a, 138, 226, 387a.

150) pl. nos. 17, 138.

151) pl. nos. 68, 391.

152) pl. nos. 85, 421b.

153) pl. nos. 15, 391.

154) pl. nos. 5, 9a, 15, 68, 112, 131a, 138, 152, 393, 408.

155) pl. no. 265.

156) pl. no. 253b.

157) pl. nos. 10a, 15, 19b, 65ab, 68, 76, 82a, 94b, 96, 103, 105a, 164, 250, 283, 368b, 369a, 392.

158) pl. nos. 10a, 15, 65ab, 368b, 369a.

159) 大野 1971b, p. 4.

160) Yule, p. 167; Crawford, pp. 398-400.

がビルマ国内にいたのだろうか。十把ひとからげにビルマ人 (mranmā) とよばれている奴隷の中には、あるいは非ビルマ族も含まれていたのではなかろうか。三宝に献上された奴隷は原則としてその名前が一人一人記録されている。そして、ビルマ人とよばれている奴隷達の名前は、たいていの場合ビルマ語ではっきりと判る意味をもっているのである。けれども、名前がビルマ語で付けられているからというだけの理由で、それらの奴隷がすべてビルマ人であったという証拠になり得るだろうか。個体の識別ができれば名前の果たす役割は十分である。奴隷の所有者 (ビルマ人) にとっては、奴隷がビルマ人であろうとなかろうと、奴隷個々人の識別はビルマ語名によるほうがはるかに便利であるに違いない。とすれば、非ビルマ人の奴隷に対してビルマ語名が付けられていたという推測も成り立ち得る。確かにそうした可能性もないことはないが、しょせん推測の域は出ない。奴隷の民族的区別は、目下のところビルマ人とインド人とを除けば、きわめて困難である。ただ、地名、人名、村の名前などの副次的材料から幾つかの民族名らしいものを指摘することはできる。

その第一は Tanluiñ¹⁶¹⁾ 人で、村名 (pl. nos. 3, 502; tan-luiñ rwā), 奴隷名 (pl. no. 386; tanluiñ i-lat 1 yok), 水田名 (pl. no. 392; tanluiñ lay 100), などからその存在がうかがえる。第2は Poñloñ 人で、その根拠は地名 (pl. no. 20a; poñloñ ahriy), 水田名 (pl. no. 148b; poñloñ lay), 奴隷名 (pl. no. 216; poñloñ kywan), 山の名 (pl. nos. 392, 401; poñloñ toñ), 階層名 (pl. no. 396a; poñloñ sampyañ kalan tulw ñi ruy), 役人名 (pl. nos. 490b, 535; poñloñ sukri) 等である。¹⁶²⁾ 第3は Lawa 人で、もっぱら村名 (pl. nos. 20a, 185, 368b; lawa rwā) からその存在が推測される。以上のほか、人名から Kantū 人 (pl. no. 219a; kantū ui-tā), Pyu 人 (pl. no. 144; pyū moñma ui'-młañsañ: pl. no. 393; pyū thañsañ ñā-kuncoñ), Toñsū 人 (pl. no. 392; toñsū ña-lum: pl. no. 393; toñsū ña-plañ), Arakan 人 (pl. no. 391; rakhuiñ lakyā) 等の民族名を明らかにすることができる。また、いかなる民族であったのか明らかでない Krwam¹⁶³⁾ 人 (pl. nos. 224, 391) や、ビルマ語の年代記に現われる¹⁶⁴⁾ Kamram 人 (pl. nos. 94, 376; kamram kywan), プロームの西方、特に sagu 地方に多く住んでいた Cakraw¹⁶⁵⁾ 人 (pl. nos. 162, 147b, 468a), バガンの北方にいた Sāw 人 (pl. nos. 268, 395) などの存在が指摘できる。¹⁶⁶⁾

161) Tanluiñ とはモン族のことを指す。U Hpo Lat, p. 93; Than Tun, 1958, pp. 38-39. Ba Shin はインド人説。

162) Poñloñ の存在は *I. P. P. A.* でも確認できる。poñloñ kuiw acuiwra so toññū mañkrī (p. 290), poñloñ taruiw acuiwra so toñdhañ mañkrī (p. 325)

163) Krwam とはクメール族のことを指すという説がある。Than Tun, 1958, p. 39; Luce, 1969 p. 21.

164) *Hmannan Mahā Yazawindawgyi; U Kala Maha Yazawindawgyi.*

165) ルースヤタントゥンは、Cakraw をスゴー・カレン族だとみている。Luce, 1969, p. 19; Than Tun, 1958, Lanzin Party, p. 279.

166) ルースヤタントゥンらは、このほかに sak 人の存在も認めている。その根拠はミヤゼイ碑文に現われる村の名 sak munalon で、彼らはこの sak munalon を“sak 族の munalon 村”だと解釈する。

奴隷の家族形態には、夫婦家族、夫婦とその子供によって構成される核家庭、両親のいずれかを失った母子（または父子）家族、核家族の発展形である拡大家族、3世帯、4世帯の複婚家族など、さまざまな様式がみられる。三宝に寄進された奴隷には一般に親族を中心とした集団が多いためでもあろうが、そこに見られる家族形態には傍系家族を幾とおりも含む大家族集団としての性格が強く現われている。年齢構成についてはいっさい手がかりがないので確かめる術がないけれども、家族の世代構成が1世代、2世代、3世代に集中している事実から考えると、さほど長寿であったとは言えないようである。このことは、子 (sā), 孫 (mliy) といった親族呼称が頻繁に碑文面に現われるのに反し、曾孫 (mlac), 玄孫 (ti) といった呼称が奴隷のリストに見当たらないことから察せられる。同様に、曾祖父 (biy), 高祖父 (ban) といった呼称も碑文には現われてこない。碑文に現われる親族呼称は、祖父母, 父母, 子 (息子, 娘), 孫, 兄弟姉妹, 伯父母, 叔父母, 夫妻, 舅などである。

ま と め

パガン、ピンヤ、インワ時代のビルマの社会は、支配階層と被支配階層とに大きく分かれていた。支配階層は、初期の段階では国王を中心とする王族および王族と婚姻を通じて強く結びついた貴族 (Sampyañ) とで構成されており、政治的権力だけでなく生産手段としての土地および労働力としての奴隷を所有することによって経済的権益をも寡占していた。一方、被支配階層は、Kalan とよばれる身分の低い従臣階層の者と王族や貴族に所有されている奴隷とで構成されていた。

こうした社会構造は、その後13世紀から14世紀にかけて内部的変質を余儀なくされる。それは、仏教徒の功徳行為を主軸として土地の所有形態に大きな変動をもたらされたことに起因する。その結果として、第1に僧伽の土地所有増大、第2に貧富の差の拡大に伴う富豪階層 (sū-krway) の出現、そして第3に土地を自ら所有する農民 (Asañ) 層の台頭となって現われた。生産活動に必要な労働力は、もっぱら奴隷階層によって提供された。奴隷は、民族的にはインド人とビルマ人とが中心であったが、異民族もまた何種類か含まれている。奴隷には、当初、三宝に寄進された仏塔奴隷と王族、貴族に所有される私奴婢奴隷の二種の存在が認められるが、彼らは一代限りではなく子々孫々に至るまで贖身不可能であったから、やがて世襲的奴隷 (sapok) という新しい階層が形作られることになる。当時の婚姻形態は、原則として一夫一婦制であったが、同時に一夫多妻の形も王族、貴族から奴隷階層に至るまで広く見うけられる。

参 考 文 献

Ba Shin, Bohmu. 1971. *Anawyahta Ayinga Myamma Naingan* (in Burmese). Rangoon.

- Cady. 1958. *A History of Burma*. Cornell U. P.
- Crawford, John. 1829. *Journal of an Embassy from the Governor-General of India to the Court of Ava in the year 1827*. London.
- Duroiselle, Chas. 1919. *Epigraphia Birmanica*. vol. 1 pt. i.
- E Maung, Prof. 1958. *Selections from the Inscriptions of Pagan*. Rangoon.
- Forchhammer, E. 1892. *Inscriptions of Pagan, Pinya and Ava*. Rangoon.
- Furnivall, J. S. and Pe Maung Tin. 1960. *The Garland of Zambudifa* (in Burmese). Rangoon
- Harvey, G. E. 1925. *History of Burma*. London.
- Hmannan Maha Yazawindawgyi* (in Burmese). Rangoon, 1963.
- Hpo. Lat, U. 1962. *Tanlwin* (in Burmese). Shumawa.
- Htin Aung. 1962. *Folk Elements in Burmese Buddhism*. Oxford U. P.
- Lanzin Party. 1970. *Achaypya Myamma Nainganyay Thamain* (in Burmese). Rangoon.
- Luce, G. H. 1959. "Old Kyaukse and Coming of Burman," *JBR*, vol. 42 pt. i.
- _____ 1969. "Old Burma-Early Pagan," *Artibus Asiae*.
- Mya Kay Tu. 1963. *Shwenanthon Myamma Thamadaawmya* (in Burmese). Myawaddy Dec.
- Pe Maung Tin. U. 1960. "Women in the Inscriptions of Pagan," *BRSFAP*. No. 2.
- Pe Maung Tin and G. H. Luce. 1928. *Selections from the Inscriptions of Pagan*. Rangoon.
- Smith, Donald Eugenie. 1965. *Religion and Politics in Burma*. Princeton U. P.
- Taw Sein Ko. 1960. *Hludaw Hmattan* (in Burmese). Rangoon.
- Than Swe, Daw. 1960. *Pagan Khit Bwemimya* (in Burmese). Myawaddy.
- Than Tun, Dr. 1958. "Social Life in Burma. A. D. 1044-1287," *JBR*. vol. 41 pt. i and ii pp. 37-47.
- _____ 1959. "History of Burma. A. D. 1300-1400," *JBR*, vol. 42, pt. ii, pp. 119-134.
- _____ 1960. "History of Burma A. D. 1000-1300," *BBHC*, vol. 1, pt. i, pp. 39-57.
- _____ 1969. *Khit Haung Myamma Yazawin* (in Burmese). Rangoon.
- Tin Hla Thaw. 1959. "History of Burma. A. D. 1400-1500," *JBR*, vol. 42, pt. ii, pp. 135-152.
- Tun Nyein. 1899. *Inscriptions of Pagan, Pinya and Ava*. Rangoon.
- U Kala. 1960. *Maha Yazawindawgyi* (in Burmese). Rangoon.
- Yule, Henry. 1858. *A Narrative of the mission sent by the Governor-General of India to the Court of Ava in 1855*. London.
- 西田龍雄 1955 「Myazedi 碑文の中古ビルマ語」『古代学』第4巻第1号, pp. 17-32.
- 大野 徹 1966 「碑文から見た12—14世紀中部ビルマの奴隷社会」『第21回日本民族学会・人類学会連合大会発表要旨集』
- _____ 1967. 「11—14世紀のビルマ語碑文に現われる二種の不規則表記」『言語研究』第51号。
- _____ 1969. 「ビルマにおける賤民社会の発生とその現状」『東南アジア研究』7巻2号, pp. 209-216.
- _____ 1971a. 「バガン, ピンヤ, インワ時代のビルマ人仏教徒の功德」『東南アジア研究』9巻1号, pp. 19-45.
- _____ 1971b. 「ビルマ語碑文の Kalan と Sampyan」『鹿児島大学史録』第4号, pp. 1-13.